

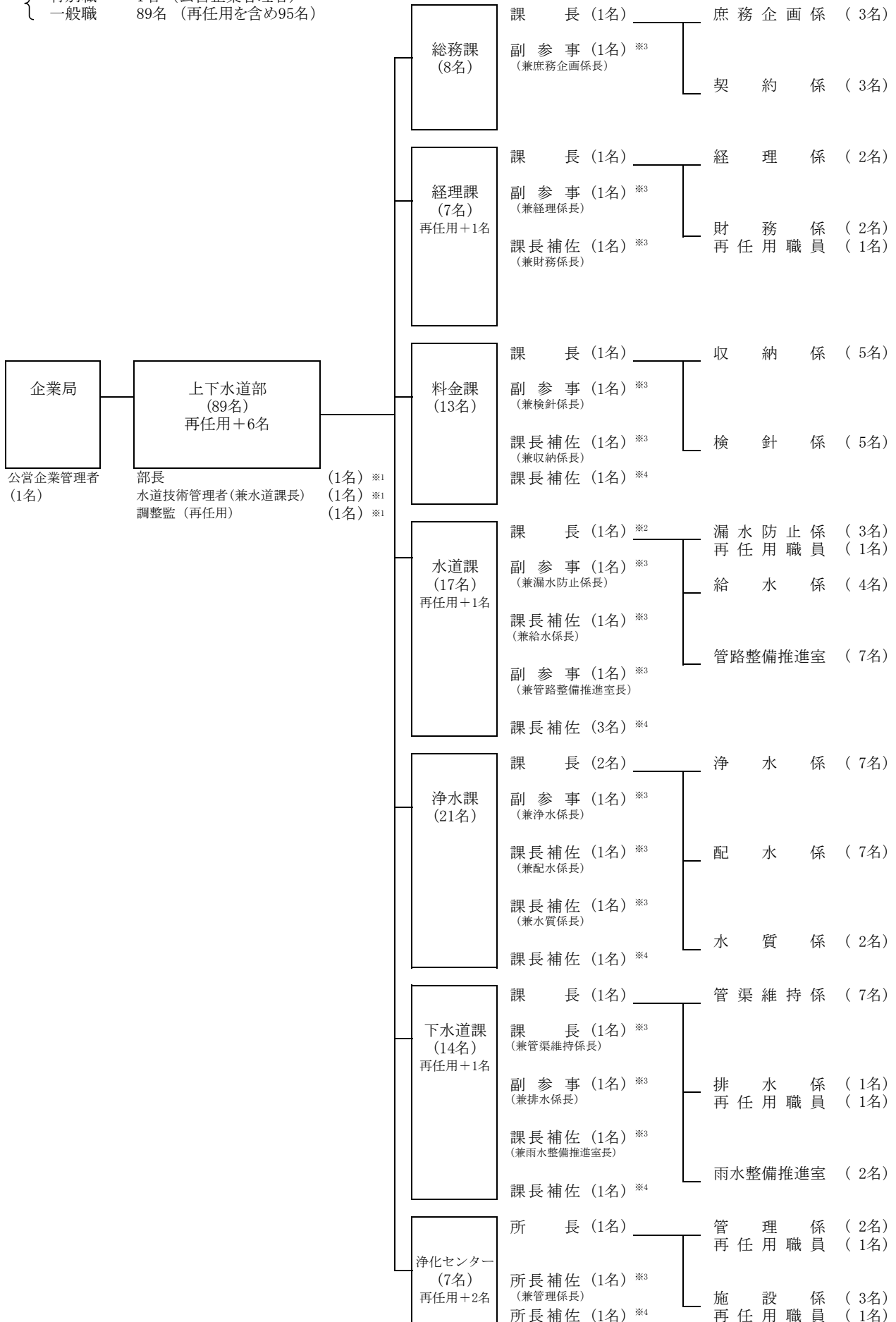
第7章 組織及び職員

- 1 組織図
- 2 分掌事務
- 3 職員配置状況

1 組織図

令和6年3月31日現在

特別職 1名 (公営企業管理者)
一般職 89名 (再任用を含め95名)



※1 部長、水道技術管理者、調整監については部に属する。
 ※2 水道課長は水道技術管理者が兼務しているため、課の人数には含めない。
 ※3 担当係長兼務の課長、副参事、課長補佐及び所長補佐は、係の職員数に含めない。
 ※4 係の職員数に含まれる。

2 分掌事務

上下水道部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書に関する事。
- (3) 条例、規程等に関する事。
- (4) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- (5) 事務管理に関する事。
- (6) 組織及び事務分掌に関する事。
- (7) 労働組合に関する事。
- (8) 公共物使用に関する事。
- (9) 日本水道協会茨城県支部事務局に関する事。
- (10) 茨城県下水道協会事務局に関する事。
- (11) 広報、公聴に関する事。
- (12) 公文書の公開に関する事。
- (13) 個人情報保護に関する事。
- (14) 事業の基本計画に関する事。
- (15) 主要事業の進行管理及び部内調整に関する事。
- (16) 経営健全化の推進に関する事。
- (17) 議案等の調整に関する事。
- (18) 統計資料、事業年報等に関する事。
- (19) 契約に関する事。
- (20) 公有財産の取得、処分及び記録管理並びに借地の事務手続に関する事。
- (21) 物品の購入契約の手続に関する事。
- (22) 工事及び製造の請負契約の手続に関する事。
- (23) 局及び部内の連絡調整に関する事。
- (24) その他各部課に属さない事。

経理課

- (1) 支出負担行為の確認及び支出書類の審査に関する事。
- (2) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (3) 貯蔵品の出納及び保管に関する事。

- (4) 経理状況の報告に関する事。
- (5) 財産の評価に関する事。
- (6) 資産のたな卸に関する事。
- (7) 証拠書類の保管に関する事。
- (8) 出納取扱金融機関等に関する事。
- (9) 決算に関する事。
- (10) 局内の収入調定簿の整理に関する事。
- (11) 予算に関する事。
- (12) 業務状況の作成及び報告に関する事。
- (13) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (14) 企業債及び一時借入金に関する事。

料 金 課

- (1) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収に関する事。
- (2) 受益者負担金の賦課、調定及び徴収に関する事。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び受益者負担金の滞納に係る督促及び催告に関する事。
- (4) 水道料金の滞納に係る停水処分に関する事。
- (5) 量水器の検針に関する事。
- (6) 使用水量及び汚水排除量の認定に関する事。
- (7) 使用者台帳の整理保管に関する事。
- (8) 水道及び下水道使用諸届出の受付に関する事。
- (9) 給水装置の開閉栓に関する事。
- (10) 検針、徴収委託に関する事。

水 道 課

- (1) 導水管、送水管、配水管及び公道上の給水管の維持管理に関する事。
- (2) 導水管、送水管及び配水管の新設改良に関する事。
- (3) 水道管路台帳の整理保管に関する事。
- (4) 河川法に基づく水利使用の申請に関する事。
- (5) 消火栓の設備に関する事。
- (6) 受託工事の設計、施工及び監督に関する事。
- (7) 拡張工事の調査、企画に関する事。
- (8) 拡張工事の設計、施工及び監督に関する事。

- (9) 配水量分析に関すること。
- (10) 配水管水圧調査に関すること。
- (11) 開発行為の許可の申請に係る水道計画の審査に関すること。
- (12) 水道施設の寄附採納に関すること。
- (13) 水道事業の連絡調整に関すること。
- (14) 水道事業の基本計画及び認可申請に関すること。
- (15) 指定給水装置工事事業者の指定等に関すること。
- (16) 給水装置及び給水装置工事の指導に関すること。
- (17) 給水装置工事の設計審査、しゅん工検査及び立会いに関すること。
- (18) 給水装置に係る道路等の占用に関すること。
- (19) 給水台帳等の整理保管に関すること。
- (20) 消火栓の使用に関すること。
- (21) 給水装置の修繕の受付に関すること。
- (22) 量水器の取替えに関すること。
- (23) 簡易専用水道等の管理に関すること。
- (24) 水道加入金及び給水装置工事に係る手数料等に関すること。
- (25) 宅地内漏水調査等に関すること。

浄水課

- (1) 取水、導水、浄水、送水、配水各施設の新設、増設、改良工事及び維持管理に関すること。
- (2) 取水、導水、浄水、送水、配水各施設の機器の運転及び管理に関すること。
- (3) 水道に関する水質の検査及び管理に関すること。
- (4) 水質検査施設の維持管理に関すること。
- (5) 水源流域の水質監視に関すること。
- (6) 上水道に係る汚泥の処理に関すること。
- (7) 久慈川水系水道事業連絡協議会に関すること。
- (8) 当直及び事故処理待機に関すること。

下水道課

- (1) 公共下水道事業の基本計画及び認可申請に関すること。
- (2) 公共下水道の供用開始の公示に関すること。
- (3) 下水道事業の国庫補助に関すること。
- (4) 開発行為の許可の申請に係る下水道計画の審査に関すること。

- (5) 下水道施設の寄附採納に関する事。
- (6) 日立・高萩広域下水道組合に関する事。
- (7) 那珂久慈流域関連公共下水道事業に関する事。
- (8) 公共下水道の管渠の新設、改築及び改良に関する事。
- (9) 公共下水道の管渠の維持管理に関する事。
- (10) 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事。
- (11) 排水設備指定工事人の指定等に関する事。
- (12) 水洗化の普及促進に関する事。
- (13) 水洗便所改造資金の助成に関する事。
- (14) 排水設備の新設等の確認及び設置指導に関する事。
- (15) 公共下水道の私道工事に関する事。
- (16) 区域外流入に関する事。

浄化センター

- (1) 終末処理場の業務計画及び調整に関する事。
- (2) 終末処理場及びポンプ施設の新設及び改築工事に関する事。
- (3) 終末処理場及びポンプ施設の維持管理に関する事。
- (4) 終末処理場及びポンプ施設の運転及び管理に関する事。
- (5) 下水道事業の国庫補助に関する事。
- (6) 下水に関する水質の検査及び管理に関する事。
- (7) 汚泥処分に関する事。
- (8) 除害施設に関する事。

3 職員配置状況

令和6年3月31日現在

(1) 特別職（公営企業管理者） 1名

(2) 一般職 95名 （再任用職員6名を含む）

所属	区分	部長	次長	水道技術 管理者	参事	参事補	課長 所長	副参事	課長補佐 所長補佐	係長	主査	主幹	主事	主事補	再任用	計
上下水道部		1		1		1									1	4
総務課							1	1		2 + (1)		2	2			8
経理課							1	1	1	2 + (2)	1		1		1	8
料金課							(1)	1	2	2 + (3)	1	1	3	2		12
水道課							(1)	2	4	1 + (6)		4	6		1	18
浄水課							2	1	3	4 + (4)	2	5	4			21
下水道課							2	1	2	3 + (4)		5	1		1	15
浄化センター							1		2	1 + (2)		1	2		2	9
計		1	0	1	0	1	7	7	14	15	4	18	19	2	6	95

※()内数は兼務

令和5年度

日立市公共下水道事業年報

発行・編集 日立市助川町1丁目1番1号

日立市企業局

TEL 0294 (22) 3111